

青森県報

第千九百二十五号

平成十三年九月二十五日(火曜日)

目次

告示

○青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる
図書類の指定……………(青少年課) ……

○特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(団体経営改善課) ……

○土地収用法による事業の認定……………(監理課) ……

○証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更……………(経理課) ……

選挙管理委員会

○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数…(事務局) ……

告示

青森県告示第五百二十五号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条
第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成十三年九月二十五日

青森県知事 木村守男

指定番号	種別	名 称	発行者(製作者)名	該当条項
三六〇一	書籍	漫画 極楽CLUB スーパーコミック SPECIAL 十月号増刊	アミカル	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当
三六〇二		ビデオボーイ 十月号		
三六〇三		ZUBAノ デラべっぴん 十月号増刊	英知出版	
三六〇四		デラべっぴん 十月号		
三六〇五		レイディースコミックaya 十月号	宙出版	
三六〇六		Men's YOUNG 十月号	双葉社	
三六〇七		コミックまあるまん 十月号	ぶんか社	
三六〇八		別冊ザ・ベストマガジン 十月号増刊	KKベストセラーズ	

青森県告示第五百二十六号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条の二第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第六項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成十三年九月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
東津軽郡平内町大字東滝字間木三三二の二 細川 兼美 東津軽郡平内町大字東滝字間木三七の一 細川 元則	平内町第一区域	かれい刺網漁業

青森県告示第五百二十七号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定により事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十三年九月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 起業者の名称
岩木町
- 二 事業の種類
新法師地区農業集落排水汚水処理施設建設事業
- 三 起業地
 - 1 収用の部分
青森県中津軽郡岩木町大字新法師字稔地内
 - 2 使用の部分
青森県中津軽郡岩木町大字新法師字稔地内
 - 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
岩木町役場建設課

青森県告示第五百二十八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があつ

たので、青森県証紙条例(昭和三十九年四月青森県条例第十号)第九条の規定により告示する。

平成十三年九月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 売りさばき人の住所及び名称
青森市本町五丁目一の一八
社団法人青森県猟友会
- 二 変更内容
 - 1 変更前の売りさばき場所
三戸郡田子町大字田子字田子三三三の一
 - 2 変更後の売りさばき場所
三戸郡田子町大字田子字天神堂向一三三

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十三号

平成十三年九月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第四項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成十三年九月二十五日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
二二三、八五八 人
- 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
三九七、六二九 人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

	三戸郡	下北郡	上北郡	北津軽郡	南津軽郡	西津軽郡	東津軽郡	選挙区名	三分の一の数
	二四、七三一人	一〇、七三五人	三〇、九〇八人	一七、二九七人	二六、二五一人	一八、四〇三人	九、〇六六人		
むつ市	三沢市	十和田市	五所川原市	黒石市	八戸市	弘前市	青森市	選挙区名	三分の一の数
一三、二四五人	一一、一九五人	一六、六〇四人	一三、三三三人	一〇、五四〇人	六三、七七九人	五二、一六三人	七九、三九三人		